

パブリックコメント意見募集

無料配布用(ご自由にお持ち帰りください)

※意見提出用紙も添付しています

# 河内長野市第5期障がい福祉計画・ 河内長野市第1期障がい児福祉計画

## 概要版【案】

平成30(2018)年3月

## 河内長野市

問い合わせ先：河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所 保健福祉部 障がい福祉課

0721-53-1111

# 第1章 計画の策定にあたって

## ●計画策定の趣旨

本市では、平成19(2007)年3月に「河内長野市障がい福祉計画」を策定して以降、4期にわたり計画の改定を行い、地域での暮らしを支援することを中心に、サービス基盤の整備等について、施策の推進を図ってきました。

このたび「河内長野市第4期障がい福祉計画」の計画期間が平成29(2017)年度をもって終了することから、新たに平成30(2018)年度を初年度とした「河内長野市第5期障がい福祉計画」を策定するものです。また、児童福祉法の改正により、市町村に対して障がい児福祉計画の策定が義務づけられたことを受けて、「河内長野市第5期障がい福祉計画」と一体的に「河内長野市第1期障がい児福祉計画」を策定するものです。

## ●計画の位置づけと期間

「河内長野市第5期障がい福祉計画・河内長野市第1期障がい児福祉計画」（以下、「本計画」とします。）は、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」であり、平成32(2020)年度までの障がい福祉サービス等に係る見込量等を定めるもので、両計画を一体的に策定するものです。

また、国や大阪府の定める計画等の内容を十分に踏まえ、「河内長野市第5次総合計画」や「河内長野市子ども・子育て支援事業計画」など福祉分野における各関連計画等との整合・連携を図りながら策定しています。

本計画の期間は、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間となります。

### ◆計画の期間

年度	平成 24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)	36 (2024)	37 (2025)	38 (2026)	39 (2027)	
障がい者 長期計画	第2次						第3次障がい者長期計画										
障がい 福祉計画	第3期		第4期		第5期障がい 福祉計画			第6期		第7期		…					
障がい児 福祉計画							第1期障がい児 福祉計画		第2期		第3期		…				

※「障がい者長期計画」は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障がい者計画」として、本市における障がい者施策の基本的な計画であり、別途策定するものです。

## ●計画の基本的な考え方

本計画は、「河内長野市第3次障がい者長期計画」の福祉サービス施策等についての実施計画的な位置づけであり、障害者基本法の理念を踏まえつつ、「河内長野市第3次障がい者長期計画」と同様の考え方を基本におき、障がいのある人の地域における自立と社会参加の実現をめざして、関係機関などとの協力・連携体制のもと、総合的・計画的な施策の推進に努めます。

基本理念	自立と共生の社会を実現、障がい者が地域で安心して暮らせる社会に
基本方針	①共に生きる社会 ②障がいのある人の権利擁護 ③自立と社会参加

## 第2章 障がいのある人を取り巻く状況

### ●障がいのある人の状況

平成29(2017)年3月末現在の各障がい者手帳の所持者数は、身体障がい者手帳者が4,308人、療育手帳が820人、精神障がい者保健福祉手帳が867人です。

なお、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は、増加傾向にあるものの、身体障がい者手帳の所持者数については、減少傾向にあります。

### ●計画策定に向けたアンケート調査と団体ヒアリングの結果

平成28(2016)年12月から平成29(2017)年2月にかけて、障がい者手帳所持者1,000名を対象にアンケート調査を実施しました。主な結果は以下のとおりです。

・介護者の高齢化が進行している	・配慮を求めながらも就労意欲が高い状況がある
・療育・教育などの相談体制の充実を希望している	・災害時など緊急時の不安意識が高い人が多い
・障がいを理由とする差別を受けた体験が多い	・将来、自宅で家族との同居希望が多い など

平成29(2017)年2月に障がい者団体（身体障害者福祉会、心身障害児・者父母の会、精神障害者家族会）とのヒアリングを実施しました。主な内容は以下のとおりです。

・会員、障がい者の高齢化が進行している	・障がい理解の取組みの充実を希望している
・発達障がい児へのきめ細かい対応の充実を希望している	・グループホーム等の住まいが不足している
・専門性の高い相談支援体制の充実を希望している	・就労の場の確保を希望している など

## ●成果目標の達成状況

第4期障がい福祉計画における成果目標に対する達成状況については、以下のとおりです。

地域生活支援拠点等の整備、就労継続支援(B型)事業所における平均工賃額について、達成もしくは達成見込みとなっていますが、施設入所者の地域生活への移行などの項目については目標の達成は厳しい状況となっています。

### 《成果目標の達成状況》

項目		目標	実績
福祉施設から地域生活への移行	地域生活への移行数	平成29(2017)年度末 17人	平成28(2016)年度末 3人
	施設入所者の削減数	平成29(2017)年度末 9人	平成28(2016)年度末 2人
地域生活支援拠点等の整備		整備に向け検討	平成29(2017)年4月に面的整備型として整備
福祉施設から一般就労への移行	福祉施設から一般就労への移行(年間一般就労移行者数)	平成29(2017)年度 19人	平成28(2016)年度 5人
	就労移行支援事業の利用者数	平成29(2017)年度末 64人	平成28(2016)年度末 31人
	就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加	5割以上の事業所が 3割以上の就労移行	平成28(2016)年度末 0割
	就労継続支援(B型)事業所における平均工賃額(月額)	平成29(2017)年度 14,677円	平成28(2016)年度 16,529円

#### ①福祉施設から地域生活への移行

入所施設等において重度化が進み、移行困難者が増加しているとともに、地域生活への移行に係る意識や支援体制などから、地域生活への移行者数が少ない状況にあります。引き続き、入所者の状況やニーズ把握に努め、十分な情報共有を行うとともに、関係機関における連携強化が必要な状況にあります。

#### ②地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域での生活を支援するため、富田林市、大阪狭山市と共同で面的整備型の地域生活支援拠点等を整備したものです。障がい者の地域生活を支えるという機能を充実させていくことが必要であり、今後において必要な機能を検討していく必要があります。

#### ③福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業の利用者数も当初計画より少ない状況にあり、一般就労への移行が進んでいない状況にあります。ハローワーク、就業・生活支援センター、就労移行支援事業所などの関係機関との連携強化を図るとともに、就労後の適切な支援が必要な状況にあります。

## 第3章 成果目標の設定

国や大阪府が示した考え方にに基づき、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画における成果目標を次のように設定します。

区 分		目 標	
第5期障がい福祉計画	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	平成32(2020)年度末までの地域移行者数	9人
		平成32(2020)年度末の施設入所者数の削減数	2人
	(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	機能強化
	(3) 障がい者の地域生活の支援	地域生活支援拠点等の整備	機能強化
	(4) 福祉施設から一般就労への移行等	平成32(2020)年度中の一般就労への移行者数	7人
		平成32(2020)年度末の就労移行支援事業の利用者数	38人
		平成32(2020)年度の就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加	50%
		平成32(2020)年度の就労定着支援による職場定着率の増加	80%
		平成32(2020)年度の就労継続支援(B型)事業所の工賃の平均額(月額)	17,723円
	第1期障がい児福祉計画	(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	児童発達支援センターの設置
保育所等訪問支援事業を利用できる体制の充実			体制の充実
(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保			児童発達支援 機能強化 放課後等 デイサービス 機能強化
(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置			設置

## 第4章 障がい福祉サービス等の内容と見込み

計画期間中のサービス量については、次のとおり見込みます。

### 《障がい福祉サービスの1か月あたりサービス量の見込み》

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
居宅介護	時間	4,184	4,468	4,623	5,025	5,195	5,365
重度訪問介護	時間	893	1,430	1,486	1,542	1,598	1,654
同行援護	時間	1,628	1,319	1,365	1,365	1,365	1,365
行動援護	時間	616	565	585	606	627	648
重度障がい者包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
短期入所	人日分	387	334	353	362	373	386
生活介護	人日分	3,232	4,204	4,388	4,512	4,589	4,648
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	人日分	530	132	83	88	88	88
就労移行支援	人日分	660	602	635	635	653	653
就労継続支援（A型）	人日分	603	868	1,027	1,107	1,187	1,268
就労継続支援（B型）	人日分	2,543	3,358	3,674	3,749	3,824	3,899
療養介護	人	11	11	11	11	11	11
就労定着支援	人	—	—	—	0	2	5
共同生活援助	人	71	88	98	104	111	117
施設入所支援	人	98	97	97	97	96	95
自立生活援助	人	—	—	—	0	2	2
計画相談支援	人	53	57	59	61	66	71
地域移行支援	人	0	1	0	3	4	4
地域定着支援	人	1	1	1	3	4	4

※人日分とは「延べ利用日数」のことです。

## 《障がい児福祉サービスの1か月あたりサービス量の見込み》

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
児童発達支援	人日分	425	480	550	600	650	700
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分	1,494	2,252	2,280	2,320	2,380	2,440
保育所等訪問支援	回	6	6	8	9	10	11
居宅訪問型児童発達支援	回	—	—	—	0	0	0
障がい児相談支援	人	9	15	18	20	22	24

※人日分とは「延べ利用日数」のことです。

## 《地域生活支援事業の年あたり事業量の見込み》

主な事業名	単位	実績		実績見込	見込量		
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
障がい者相談支援事業	か所	3	4	4	4	4	4
成年後見制度利用支援事業	人	0	3	0	2	2	2
意思疎通 支援事業	手話通訳者派遣事業	件	229	229	229	229	229
	要約筆記者派遣事業	件	10	9	9	9	9
	手話通訳者設置事業	人	2	2	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業	人	14	7	11	11	11	11
日常生活用具 給付等事業	介護・訓練支援用具	件	1	2	2	2	2
	自立生活支援用具	件	23	23	23	23	23
	在宅療養等支援用具	件	31	23	24	25	27
	情報・意思疎通支援用具	件	27	18	23	23	23
	排せつ管理支援用具	件	2,662	2,609	2,700	2,700	2,700
	居宅生活動作補助具	件	0	2	2	2	2
移動支援事業 (延べ利用時間数)	時間	41,220	46,561	49,447	51,667	53,887	56,107
地域活動支援センター 事業(実利用者数)	人	15	14	20	20	20	20

※見込量の件数については、延派遣件数で表しています。

# 第5章 計画の推進に向けて

## 1. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、計画の進捗状況について、「河内長野市障がい者施策推進協議会」へ報告するとともに、幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の効果的かつ継続的な推進を図り、次期計画の策定等において適宜反映していきます。

## 2. 計画推進体制の充実

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・子育て・就労・生活環境など、あらゆる分野、領域にわたっています。このため、庁内関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取組みを推進していきます。

障がい者施策の円滑な推進に向け、国、大阪府、近隣市町村等との連携強化を図ります。

また、本計画に基づく施策の円滑な推進のためには、市民、ボランティア、関係団体などの協力が必要であり、保健・医療・福祉関係などによる連携の強化を図るとともに、それぞれの役割を整理しながら地域社会における支援体制の充実を図ります。

※「便宜上元号を「平成」とし、平成31年5月以降新元号に読み替える

河内長野市第5期障がい福祉計画・  
河内長野市第1期障がい児福祉計画  
《概要版》(案)

平成30(2018)年3月